宅地建物取引業者名簿登載事項変更届等 の必要書類一覧(法人用)

- ・届出の際、提出が必要となる書類の一覧表です。
- ・「〇」のついているものが必要書類で、「②」と表示されているものは2部(1部は受付後返却します。)、「〇」は1部提出。郵送による届出の場合は返信用封筒(切手貼付) を同封ください

を同封ください。																		
			/15	/π .		 L		専		+	氏名0)変更		従		, <u></u>	注意事項
(変更する事項)			代表者	役員		政令使用人		任の宅建士		事務所所在地	代表者	役員	政令使用人	専任の宅建		Ė	廃業	変更届の提出期限は、変更後30日以内です。 公的証明書については発行後3ヶ月以内のものに限ります。 従たる事務所に関する変更についても同様のの届出が必要です。
(提出書類)				就 任	退 任	就 任	退 任	就 任	退 任					±	就任	退 任		
届出書等様は	業 者 名 簿 登 載 事 項 変 更 届 (第 1 面 ~ 第 4 面)	2	2	2		2		2		2	2	2	2	2				変更のあった事項の欄のみを記入する(第2面~第4面 については該当するものを提出)。
	免許証書換交付申請書	0	0							0	0							変更のあった事項のみ記入する。免許証の交付について郵送を希望する場合は、返信用封筒(430円の切手貼付)を添付。
	<mark>従 業 者 異 動 届</mark>		2	2		2		2			2	2	2	2	2	2		代表者以外の役員については、実際に宅建業に従事する者が対象となる。
式	廃 業 等 届 出 書																2	届出の理由により届出義務者が違うので注意。
添付書	誓 約 書		0	0		0												対象者が複数の場合でも一通でよい。
	専任の宅地建物取引士設置証明書				- 			0										「宅建業に従事する者の数」には専任の宅地建物取引 士を含む人数を記入する。
	略を歴書		0	0		0		0										職歴欄は、現在に至るまで省略しないで記入。
	身分(身元)証明書		0	0		0		0										本籍地の市町村で発行。
	登記されていないことの証明書(注)		0	0		0		0										熊本地方法務局(本局)の窓口で発行。
	従業者証明書(写)		0	0		0		0			0	0	0	0	0			代表者以外の役員については、実際に宅建業に従事す る者が対象となる。
	宅建士の顔写真							0										縦10cm×横7cmで撮影後6ヶ月以内のもの。
	事務所使用の権原に関する書面									0								事務所移転、事務所新設の場合に必要。
類	事務所付近の案内図									0								最寄りの交通機関、公共施設等の位置が明示されたも の。
	事務所の写真									0								外部2枚、内部2枚。〔建物の外観と掲示物(業者票、報酬額表)が確認出来るもの〕
	登記事項証明書	0	0	(O					0	0	0						変更事項が確認出来るもの。役員の退任を伴う場合に は、「履歴事項全部証明書」が必要。
	戸籍 抄本										(O)	(O)	0	0				氏名の変更が確認出来るもの(代表者、役員の氏名変更の場合には、登記事項証明書又は戸籍抄本を添付ください)。
	宅地建物取引業者免許証	0	0							0	0						0	現在使用中の免許証の原本。
	その他(宅地建物取引士変更登録申請書)							0	0					0				申請者は宅地建物取引士個人。

(注) 全国の法務局・地方法務局の本局(熊本県内は熊本市大江の熊本地方法務局)の窓口で交付を受けることができます。ただし、郵送による申請の場合は東京法務局のみ の受付となります。証明する事項については「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」の欄にチェック。

※ 届出書等様式ダウンロード方法

「熊本県ホームページ」→「県土づくり」→「建築・建設業・土地」の中の「不動産取引」をクリックし、さらに「宅建業者」のページに移動すると、宅地建物取引業者に関する申請書等様式あり